

# 鳥取縣公報

本書ノ大キサバ國定規格A五判

昭和二十六年六月十二日  
第二千二百十七号 火曜日

## 條例

### 附則

この條例は、公布の日から施行する。

### ◆鳥取縣條例第三十六号

鳥取縣人事委員會設置條例を次のように定める。

昭和二十六年六月十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣人事委員會設置條例

(設置)

◆鳥取縣條例第三十七号

昭和二十二年六月鳥取縣條例第十九号知事、副知事等給与條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年六月十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

知事、副知事等給与條例中改正條例  
号)の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、

同法第七條第一項の規定に基き、鳥取縣人事委員會を設置する。

(委員)

第二條 鳥取縣人事委員會の委員は、非常勤とする。但し一人を常勤とすることができます。

第二條 鳥取縣人事委員會の委員は、非常勤とする。但し一人を常勤とすることができます。

経験を有する者の中から選任された委員)及び人事委員会の委員」に「給料」を「給料又は報酬」に改め、

「監査委員同二二、〇〇〇円以内」の次に「常勤の人事委員会の委員同二五、〇〇〇円以内」及び「非常勤の人事委員会の委員同七、五〇〇円」を加える。

第四條中「給料」を「給料又は報酬」に改める。

第五條第一号及び第二号中「監査委員」の次に「人事委員会の委員」を加える。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

### 規 則

#### ◆鳥取縣規則第三十七号

昭和二十五年八月鳥取縣規則第五十六号鳥取縣農產物検査條例施行規則の一部を次のように改正する。

昭和二十六年六月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

#### 附 則

この規則は公布の日から施行する。

#### ◆鳥取縣規則第三十八号

昭和二十三年九月鳥取縣規則第六十四号栄養士免許その他の手数料徵收規定の一部を次のように改正する。

昭和二十六年六月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

#### 檢 径八纏

第十條第一項を次のように改める。  
第十條検査を行つたときは條例第三條に基き検査単位ごとに合格又は不合格を判定等級を決定し前條の証票に

様式第四号の等級証印を押捺しなければならない。

なお、この場合わら工品については現物に検査済証印を押捺するものとする。

様式第四号(2)等級証印の次に次の項を加える。

(3) 検査済証印 肉色、黒

01039

昭和二十六年六月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

#### 農地調整施設補助金交付規程

第一條 昭和二十六年五月農林省告示第百六十五号農地第一條第三十五号から第四十一号までを次のように改める。

三十五から四十一まで 削除

同條第七十七号の次に次の一号を加える。

七十八、集乳業許可手数料 八百円

#### 附 則

この規則は公布の日から施行する。

#### 告 示

#### ◆鳥取縣告示第二百五十八号

昭和二十六年五月農林省告示第百六十五号「農地調整施設補助金交付規程」に基き農地調整施設補助金交付規程を次のように定める。

昭和二十六年六月十二日

知事は前項の規定による届出があつた場合において必

第四條 市町村が前條に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは予め知事に届け出なければならない。

- (一) 事業計画書(第一号様式)
- (二) 収支予算書(第二号様式)
- (三) その他必要と認める書類

要と認めるときは同項の届出事項について変更を指示することができる。

第五條 第二條の補助金の交付を受けた市町村は翌年の

五月末日までに事業成績書（様式第一号）及び收支決

算書（様式第二号）を知事に提出しなければならない。

第六條 補助金の交付を受けた市町村が次の各号に該当するときは知事は補助金の全部若しくは一部の還付を命ずることができる。

一、補助金交付の條件に違反したとき。

二、支出額が予算額に比し著しく減少したとき。

附 則

この規定は昭和二十六年度補助金より適用する。

第一号様式  
事業計画書（又は事業成績書）

区 分	摘要	要
市町村農地委員会施設	事業の概要	
委員員会数	委員会	
人	書記数	人

区 分	支 出 の 部	補 助 金	調 査 件 数	件 調 査 面 積
農地委員会費	旅 物 手 品 費 費 支 出 の 部	予 算 額 (又 は 決 算 額) (前 年 度 予 算 額) (又 は 決 算 額) 増 △ 減	委 員 会 開 催 数	回 延 日
計	計	予 算 額 (又 は 決 算 額) (前 年 度 予 算 額) (又 は 決 算 額) 増 △ 減	調 査 件 数	件 調 査 面 積
		摘要	回	延
		要	日	
		手書記	調査件数	件調査面積
		委員会	委員会開催数	回延日
		円	回	延

01041

## ◇鳥取縣告示第二百五十九号

農業灾害補償法第八十七條並びに第一百三十二条の規定に基き春蚕に対する賦課金率を次のように改訂し昭和二十六年産春蚕からこれを適用する。

昭和二十六年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、春繭賦課金率

一六%あるを一〇%に改める。

町村農業共済組合連合会

二二%あるを一五%に改める。